

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、PTA・青少年教育団体共済法第6条の規定により、共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業の種類及び区域)

第2条 共済事業は、PTA安全の部及び子ども安全の部とする。

2 共済事業を行う区域は主に鹿児島県内とする。

(共済期間)

第3条 共済期間は、加入手続きが6月30日までに完了した場合は、当該年の4月1日より当該年度末までの一年とし、加入手続きが7月1日以降の場合は、加入手続き完了日（会費振込日）の翌日より当該年度末までとする。

(審査会の設置)

第4条 共済事業において、共済金の支払に関する審査を行うため、審査会を置く。

2 審査会の運営に関する事項は、別に定める。